

# 天王川公園トイレ改修工事（設計・施工一括発注）公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

本要領は「天王川公園トイレ改修工事（設計・施工一括発注）」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

天王川公園トイレ改修工事（設計・施工一括発注）

### (2) 業務の目的

本公園は、周りが住宅地になっており、風致地区に指定されていることから、市民の憩いの場所として、多くの利用者がいる状況となっている。

このことから、「津島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」及び、「愛知県人にやさしい街づくり望ましい整備指針」に基づき、誰もが移動しやすく、わかりやすい動線整備や、歴史的景観に配慮しながら利用しやすく清潔感のあるトイレに改修する必要がある。

今回の業務では、北、中央、南トイレの3か所のトイレについて、建物の劣化や損傷を修理するだけでなく、新築時の状態よりも建物性能・機能をより高いものに機能更新を行い快適で衛生的なサービスが提供できるトイレとするとともに、歴史ある公園の建築として、周辺の景観と調和した意匠とすることを目指し、多くの人を訪れる公園のため、トイレの利便性、安全性、耐久性を向上させることを目的とする。

なお、本業務は、天王川公園トイレの改修をデザインビルド方式にて実施する。

### (3) 業務内容

○ 中央トイレ（鉄筋コンクリート平屋建て 床面積 109.07 m<sup>2</sup>、建築面積 96.37 m<sup>2</sup>）

○ 北トイレ（鉄筋コンクリート平屋建て 床面積 49.6 m<sup>2</sup>、建築面積 49.6 m<sup>2</sup>）

- ・公園景観に配慮した屋根、樋、外壁の改修
- ・衛生設備の交換（便器はすべて洋式化、温水洗浄便座、温水手洗い等）
- ・内部タイルの撤去、新設（天井の改修含む）
- ・下水道管に接続する枦までの配管の入れ替え
- ・廃止する浄化槽の雨水貯留タンク化（散水用、トイレ水の再利用等）
- ・バリアフリートイレ施設の撤去、新設（便器等）
- ・照明器具の撤去、新設
- ・換気、臭い対策検討
- ・一部トイレブースの拡張検討

- ・手洗いを男子・女子トイレに分ける検討
  - ・温水手洗い等の快適設備の検討
  - ・光熱水費対策の検討（太陽光パネルの設置等）
  - ・その他、上記業務内容以外で改修に係る不具合が出た場合に対応すること
  - ・上記についての提案をまとめ、設計書の作成及び工事施工、監理業務
- 南トイレ（鉄筋コンクリート平屋建て 床面積 28.8 m<sup>2</sup>、建築面積 28.8 m<sup>2</sup>）
- ・公園景観に配慮した屋根、樋、外壁の改修
  - ・温水洗浄便座設置
  - ・照明器具の撤去、新設
  - ・廃止する浄化槽の雨水貯留タンク化（散水用、トイレ水の再利用等）
  - ・バリアフリースイッチの撤去、新設（便器等）
  - ・換気、臭い対策検討
  - ・温水手洗い等の快適設備の検討
  - ・光熱水費対策の検討（太陽光パネルの設置等）
  - ・その他、上記業務内容以外で改修に係る不具合が出た場合に対応すること
  - ・上記についての提案をまとめ、設計書の作成及び工事施工、監理業務

#### （４）業務期間

契約締結の翌日から令和 7（2025）年 3 月 31 日まで。

※上記期間内に業務が完了しない場合は市と契約業者で協議を行い、期間を概ね 6 か月間延長することができるものとする。

例：設計書の作成 3 か月間、工事施工 6 か月間の日数が必要のため等

#### 3. 予算額

上限額は、99,803,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

#### 4. 実施形式

公募型

#### 5. 日程

内 容	予 定 期 日
1. 提案募集の公告	令和 6 年 10 月 1 日
2. 質問事項の提出期限	令和 6 年 10 月 28 日
3. 質問の回答	令和 6 年 11 月 5 日
4. 企画提案書等の提出期限	令和 6 年 11 月 29 日
5. 一次審査（書面審査）結果の通知	令和 6 年 12 月 9 日
6. 二次審査（プレゼンテーション審査）	令和 6 年 12 月 23 日
7. 候補者の選定結果の公表及び通知	令和 6 年 12 月 26 日

## 6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とします。

- (1) 津島市指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (4) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

- (5) 次に該当する同種類似業務実績を有する会社及び団体であること。

2014 年以降に受注し完了したもので、アまたはイに該当する設計業務及び工事の内、少なくとも 1 つ以上の実績を有すること。共同事業体の場合、少なくとも 1 社が以下の各要件を満たすこと。ウを有している場合、その内容も明記すること。

ア 施設改修工事に関わる排水構造物の設計業務の実績を有すること。（契約書の写し提出）

イ 施設改修工事に関わる排水構造物の施工の実績を有すること。（契約書の写し提出）

ウ 表彰や受賞実績（表彰状などの提出）

- (6) プロポーザル参加者は、設計施工共同体を構成し、上記の要件を満たすことができる。（1）～（4）については、構成員のすべてが要件を満たす必要がある。（5）については少なくとも構成員の 1 社または、1 個人事業主が要件を満たすことで満足する。

(7) 入札参加資格者名簿に未登録の者には、次の表に掲げる書類（申請日において、発行日より3か月以内のものとし、鮮明であれば全て写しは可だが、写しの場合は原本証明されていること。）を提出させ、確認した上で当該プロポーザルに参加させることができる。

書類名	適用
登記事項証明書等	法人の方のみ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
身元証明書	個人の方及び受任者（本籍地の市区町村で発行）
委任状	契約権限等を委任する場合のみ。様式は任意のもの
印鑑証明書	法人は法務局、個人は市区町村証明のもの
納税証明書（国税）	法人の方「その3の3」／個人の方「その3の2」
納税証明書（愛知県税）	愛知県に納税義務がある場合のみ 県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと用）
納税証明書（津島市税）	津島市に納税義務がある場合のみ（完納証明書）
許可登録等を証明する書類	法令により必要とする業種のみ

## 7. 選考方法

6に定める参加資格を有する者から提出された企画提案について津島市プロポーザル選考委員会（天王川公園トイレ改修工事）（以下「選考委員会」という。）において、企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーション審査により総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を受託候補者とする。

## 8. 実施要領等の交付

令和6年10月1日（火）から、本実施要領を津島市公式ホームページで公表する。

## 9. 質疑応答

企画提案等に関する質疑応答方法については、次のとおりとする。

### (1) 提出書類

「質問書」（様式第1）により問い合わせること。

### (2) 提出期限

令和6年10月28日（月）午後5時15分

### (3) 提出方法

電子メール（持参、郵送、FAX可）により、建設産業部都市整備課（以下「担当部局」という。）に提出する。なお、電話又は口頭による質問は受付不可とする。

※ 電子メール又はFAXの場合は、必ず電話等で送信した旨を伝え、担当部局が受信したことを確認すること。

※ 郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる郵送方法とし、事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 質問事項に対する回答の方法

令和6年11月5日(火)までに、津島市公式ホームページに掲載する。

10. 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書(様式第2)
- ② 企画提案書
- ③ 誓約書(様式第2別紙2)
- ④ 会社概要
- ⑤ 同種業務受託実績申告書(様式第2別紙1)
- ⑥ 見積書
- ⑦ 審査用の提案(案)及び作業工程・スケジュール

※ 企画提案書等作成要領に従い、上記①の書類を正1部、②～⑥の書類を正1部、副1部の計2部、⑦の書類を各9部提出すること。

(2) 企画提案書作成方法

(A4版とし、枠等は設けなくてもよい。ただし、タイトルは記載する。文字は10.5ポイント以上とする。なお、図・表中の文字についてはこの限りでない。

提出者(協力事務所を含む)を特定することができる内容の記述(具体的な会社名等)を記載してはならない。

例 実行性について

- ・ 全体スケジュールや実施体制は問題ないか。
- ・ 市と提案者の役割分担が示されているか。

(3) 提出方法

持参又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

(4) 提出先

津島市 建設産業部都市整備課

(5) 提出期限

令和6年11月29日(金) 午後5時15分まで

11. 審査

(1) 一次審査(書面審査)

ア 評価方法

提出された企画提案書等を書面審査にて評価し、合計得点の高い3者程度(参加者が3者を超えない場合は、すべての参加者)について、それを選考委員会に諮った上で二次審査の対象者を決定する。

イ 審査結果の通知

令和6年12月9日（月）までに、一次審査を行ったすべての参加者に対して、一次審査結果通知書（様式第4）により、電子メールで通知する。

(2) 企画提案に係るプレゼンテーション

ア 実施日 令和6年12月23日（月）

イ プレゼンテーションの実施方法

別紙審査実施要領による

ウ 審査方法

選考委員会の各委員の評価点を集計し、合計得点の最も高い者を第1順位の受託候補者とし、2番目に高い得点の者を次点候補者として選定する。なお、評価点が同点となる者があるときは、その者のうち見積提案額が安価の者を上位者とする。

ただし、各評価項目の合計得点が総配点の6割に満たない者は、候補者としな

(3) プレゼンテーション審査の結果通知及び契約の締結

令和6年12月26日（木）に、二次審査を行ったすべての参加者に対して、「二次審査結果通知書」（様式第6）により通知する。

また、受託候補者の選定結果を津島市公式ホームページにおいて公表する。

ただし、会社名及び評価点は受託候補者のみを公表し、次点候補者以降は会社名を匿名にした上で評価点のみを公表する。

なお、結果通知の翌日以降に選定された受託候補者と仕様書等の協議後、速やかに契約を締結することとする。

(4) その他

ア 失格となる企画提案書

企画提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ① 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- ② 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの

イ その他

- ① 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- ③ 全ての提出書類は、返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、業者の特定以外には提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。
- ⑤ 提出された書類は、業者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しません。

- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

### 13. 情報公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、津島市情報公開条例（平成12年津島市条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、不開示となる場合があります。

なお、プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の開示とします。

### 14. その他

#### (1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を津島市に請求することはできません。

#### (2) 参加辞退の場合

企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出してください。

#### (3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 参考見積書の金額が「3. 予算額」を超過した場合
- キ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

#### (4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要

と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

（5）申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

#### 15. 問合せ先

津島市 建設産業部都市整備課（担当：側島、八木、伊藤）

〒496-8686

愛知県津島市立込町2丁目21番地（津島市役所4階）

電話：0567-55-9687

F A X：0567-24-9010

メール：toshiseibi @city.tsushima.lg.jp